

令和6年6月17日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年5月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	4(4)
職員等	1(0)
計	5(4)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	1
電話	
計	5

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある所属の所属長が職員に対して、パワハラを行っている。	調査の結果、パワハラに該当するような事実は確認できなかった。当該所属長に対しては誤解を招くような言動に気をつけるとともに、風通しの良い職場環境を構築するよう、注意した。
② ある中学校の管理職等から不適切な言動を受けたため、処分をしてほしい。また、今すぐ通報者自身を異動させてほしい。	調査中
③ 学校の授業時間中に違うクラスに行っている生徒がいる。	通報は匿名であり、具体的な内容が不明であるため、不受理とした。
④ ある高校の運動部顧問が、中学生に対して勧誘行為を行っている。	当該校に調査対応させた結果、通報の事実を確認した。当該競技団体から勧誘行為自粛の通知が出ているため、管理職が顧問を指導したと報告を受けた。
⑤ ある県立学校の職員が、生徒を自家用車に同乗させ飲食店に行った。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 4 ① ② ④ ⑤

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 1 ①

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 0

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) 0

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) 0

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 1 ④

(3)調査を継続中としたもの 2 ② ⑤

(4)不受理としたもの 1 ③